

議案第 1 1 号

関市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び関市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

関市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び関市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

地方公務員災害補償法施行令の一部改正等に伴い、この条例を定めようとする。

関市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び関市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

(関市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 関市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年関市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表及び第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

(関市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第2条 関市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年関市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第25条（見出しを含む。）中「異議申立」を「審査請求」に改める。

附則第3条第2項の表中「0.86」を「0.88」に、「0.91（第1級又は第2級）」を「0.92（第1級）」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(関市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の関市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項及び第2項の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

(関市消防団員等公務災害補償条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の関市消防団員等公務災害補償条例附則第3条第

2項及び第5項の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。